

## 社会福祉法人福島市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児休業や産前産後休業を取得しやすい環境作りを行う。

<対策>

令和5年4月～ 育児休業制度や産前産後休業等の取得に関する資料や、休業中の雇用保険に基づく給付についての資料を管理職への配布

令和5年10月～ 職場内の産前産後休業や育児休暇・休業等の取得率を把握し、管理職へ周知

目標2：男性も育児休暇・休業を取得しやすくするため、配偶者の出産に伴い取得できる育児参加休暇や分割し2回取得できる出生時育児休業などの制度周知を行う。

<対策>

令和5年4月～ 育児参加休暇・出生時育児休業等の制度について記載のある規程を職員に配布

令和5年10月～ 国内事業所の男性の育児休暇取得率を把握し、職員へ周知

目標3：子育てしやすい労働環境作りを行う。

<対策>

令和5年4月～ 年次有給休暇（夏季休暇を含む）や子の看護休暇の取得可能日数の周知

令和5年10月～ 年次有給休暇取得率を上げるため、取得状況を把握し、管理職へ周知